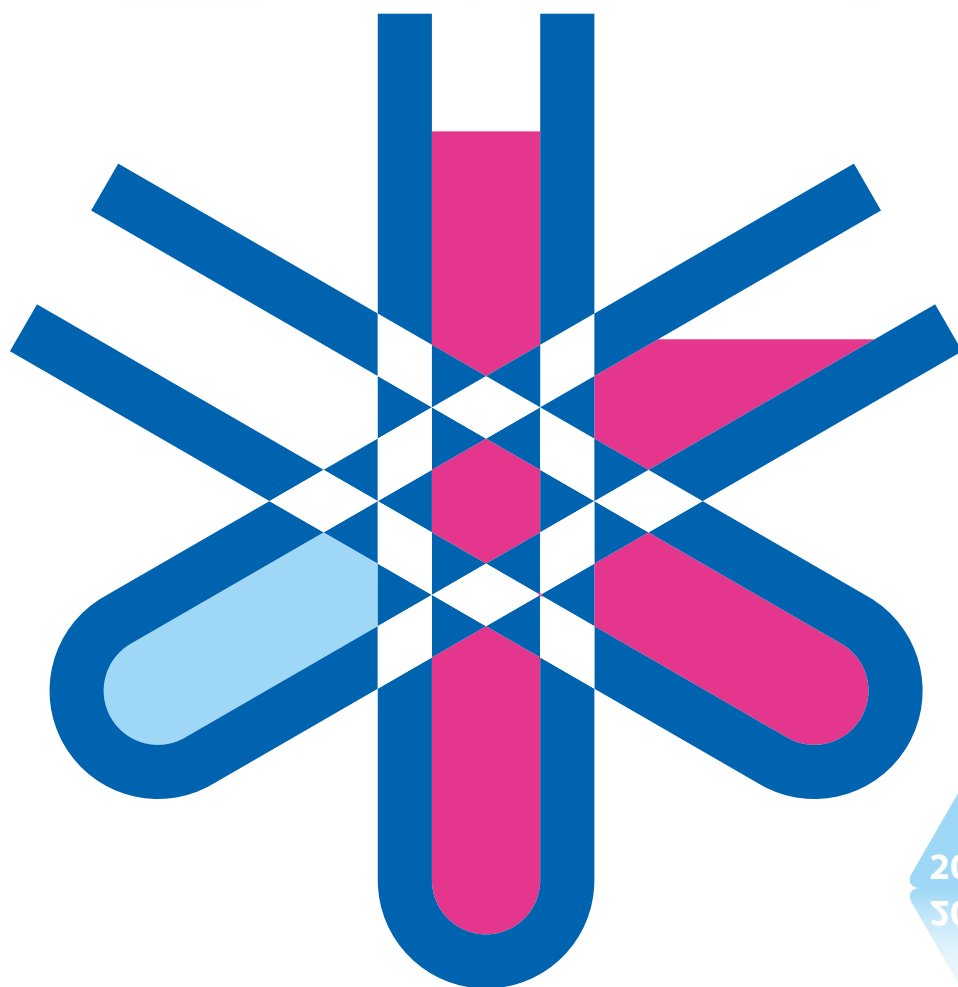


横査情報月報



横浜市衛生研究所

令和8年7月号 目次

【検査結果】

医動物・種類同定検査結果（令和8年4月～6月）	1
レジオネラ属菌の検査結果（令和7年度）	2
家庭用品検査結果（令和7年度）	5
水道水質検査の神奈川県外部精度管理調査への参加結果 （令和6年度・令和7年度）	7

【情報提供】

衛生研究所ウェブページ情報（令和8年6月）	10
-----------------------------	----

【感染症発生動向調査】

感染症発生動向調査報告*（令和8年6月）	11
----------------------------	----

* この記事では主に、医療機関向けの情報を提供しています。

感染症発生動向調査は感染症法に基づく国の事業です。本事業に関する詳細は、「感染症発生動向調査とは」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/systemgaiyo.html>

医動物・種類同定検査結果（令和8年4月～6月）

種類同定検査は、各区福祉保健センター、各市場検査所、事業者等からの依頼を受けて実施しています。昆虫類の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かり、効果的な対策を立てることにつながります。

令和8年4月から6月までの3か月間の種類同定検査報告件数は、昆虫類2件（ハエ目）でした。

検査結果の詳細は以下のとおりです。

相談内容・ 発生状況等 〈相談月〉	写真 (状態、体色、大きさ)	同定結果	生態・その他
ベランダの窓の下や風呂場、洗濯機の排水口周辺に虫がみられる。 〈4月〉	 成虫、灰褐色、約1.3mm	ホシチョウバエ (ハエ目)	浄化槽、汚泥の溜まった下水溝など有機物の多い水域に広く発生する。幼虫は日中も活動するが、深夜に最も活発に活動する。成虫も夜間に活発に活動する。 成虫は一般的に 5～10 月にかけて出現する。
リビング内にハエが多数みられる。 〈6月〉	 成虫、青黒色、約10mm	オオクロバエ (ハエ目)	幼虫はごみ、動物死体、便池などから発生する。本州の平地では成虫は春と秋に出現する。

【 検査研究課 微生物(ウイルス医動物)担当 】

レジオネラ属菌の検査結果（令和7年度）

レジオネラ属菌によって引き起こされるレジオネラ症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で四類感染症に分類されています。

レジオネラ症は主に肺炎型とポンティアック熱型が主要な病型で、肺炎型では死亡例も報告されています。一方、ポンティアック熱型はインフルエンザに似た発熱性疾患で自然治癒することが多く発見されにくいため、報告例が少ない傾向にあります。

レジオネラ属菌は湖沼の水や土壌中に広く生息する常在菌であり、土ぼこり等によって運ばれ、噴水などの水景設備、冷却塔、浴場施設といった人工的な水環境下において、アメーバを介して増殖します。これらの施設でレジオネラ属菌によって汚染された水のエアロゾルを吸い込んだり、汚染水が誤って気道に入ったりすることで感染する可能性があります。

レジオネラ症の発生及び拡大を防止するためには、原因施設の特定と、レジオネラ属菌の適切な殺菌消毒が重要です。患者の行動歴調査により利用施設を把握し、施設の水試料や水回りのふきとり検体を採取し、レジオネラ属菌の有無を検査することで感染源を特定します。レジオネラ属菌が検出された施設については、保健所が消毒などの衛生対策の指導を実施します。

令和7年度は、レジオネラ症の患者が発生した事例において、患者の自宅及び患者が利用した施設に関する延べ43施設、235検体（水試料103検体、ふきとり試料132検体）のレジオネラ属菌検査を実施しました。検査方法はLAMP法を用いた遺伝子検査及び培養法の2種類を行いました。検査の結果、LAMP法陽性は延べ12施設17検体（水試料16検体、ふきとり試料1検体）で、培養法陽性は4施設7検体（水試料5検体、ふきとり試料2検体）でした（表1）。

また、それ以外に施設の冷却塔水を対象として9施設21検体についてレジオネラ属菌検査を実施しました。検査の結果、LAMP法陽性は延べ9施設17検体で、培養法陽性は6施設15検体でした（表2）。

LAMP法陽性または培養法陽性となった検体について施設と検体の内訳、菌の同定結果を表に示しました。

表1 レジオネラ症患者発生に伴うレジオネラ属菌検査における陽性事例

No.	患者検査結果	施設種類	検体名	LAMP法	培養法*1
1	培養陰性	高齢者 福祉施設	浴槽水	+	10 CFU/100mL (<i>Legionella maceachernii</i>)
			カラン水A	(-)	10 CFU/100mL (<i>Legionella pneumophila</i> 血清群不明)
			カラン水B	(-)	160 CFU/100mL (<i>Legionella feeleii</i>)
2	当所での検査 未実施	高齢者 福祉施設	浴槽水	+	(-)
			給湯水A	+	(-)
			給湯水B	+	(-)
3	当所での検査 未実施	公衆浴場	浴槽水	+	(-)
4	当所での検査 未実施	患者自宅	浴槽水	+	(-)
5	当所での検査 未実施	高齢者 福祉施設	シャワー水	+	(-)
6	当所での検査 未実施	高齢者 福祉施設	浴槽水	+	(-)
7	当所での検査 未実施	患者自宅	浴槽水	+	40 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG6)
			浴槽循環口ふきとり	+	+ (<i>L. pneumophila</i> SG6)
8	当所での検査 未実施	病院	カラン水	+	(-)
			冷却塔水A	+	(-)
			冷却塔水B	+	(-)
9	当所での検査 未実施	患者自宅	ジェットバス吸込口 ふきとり	(-)	+ (<i>Legionella</i> sp.)
10	培養陰性	高齢者 福祉施設	噴水	+	(-)
11	他都市からの 調査依頼	患者自宅	浴槽水	+	30 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG5)
12	当所での検査 未実施	患者自宅	浴槽水	+	(-)
13	培養陰性	病院	シャワー水	+	(-)

*1 水検体は陽性の場合100mL当たりの菌数CFU/100mLで表記し(colony forming unit)、
ふきとり検体は + で表記する。陽性検体は()で同定した菌種、血清型を示した。

表2 冷却塔水におけるレジオネラ属菌検査の陽性事例

No.	施設種類	LAMP法	培養法 ^{*1}
1	高齢者福祉施設	+	(-)
2	高齢者福祉施設	+	20 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
3	商業施設	+	98,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
4	商業施設	(-)	100 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
		+	7,800 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG6)
		+	25,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG6)
		+	28,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG6)
		+	21,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG6)
		+	72,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
		+	660 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、 <i>Legionella</i> sp.)
5	商業施設	+	1,300 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG6、血清群不明)
		+	730 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1、SG13、 <i>Legionella</i> spp.)
6	公共施設	+	(-)
7	商業施設	+	100 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
		(-)	2,000 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG1)
8	公共施設	+	(-)
		+	(-)
9	事業所	+	100 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> SG13、血清群不明)
		+	10 CFU/100mL (<i>L. pneumophila</i> 血清群不明)

*1 水検体は陽性の場合100mL当たりの菌数CFU/100mLで表記する(colony forming unit)。
陽性検体は()で同定した菌種、血清型を示した。

【 検査研究課 微生物(細菌)担当 】

家庭用品検査結果（令和7年度）

家庭用品とは、衣料品や洗剤など、私たちが日常生活で使用する生活用品のことをいいます。衛生研究所では、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、これら家庭用品の検査を実施しています。

医療局生活衛生課が市内販売店で、購入等した65検体（購入品：64、収去品1）について、延べ772項目の検査を実施しました（表1）。検査の結果、アゾ化合物に関する検査において、えり飾り1検体から、発がん性を有する、または発がん性の可能性がある特定芳香族アミンであるベンジジンおよび3,3'-ジメトキシベンジジンが基準値を超えて検出されました。さらに、収去した同一製品からも同様にこれら2物質が基準値を超えて検出されたため、違反となりました。なお、アゾ化合物に関する違反は、本市では令和2年度に続いて2例目であり、国内では4例目となりました。

参考として、令和7年度に実施した家庭用品の検査項目および規制基準を表2に示しました。

表1 令和7年度 家庭用品検査検体内訳及び検査結果

	検 体 数	違 反 件 数	検 査 項 目 数	検査項目内訳												容器試験 *5
				ホルムアルデヒド *1	ホルムアルデヒド *2	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	デイルドリン	DTTB *3	アゾ化合物 *4	
合 計	65	1	772	46	7	3	3	3	1	1	1	1	3	3	696	4
繊維製品、衣料品等																
おしめカバー	1		1	1												
よだれ掛け	5		5	5												
中衣	5		125	5											120	
外衣	7		199	7											192	
下着	18		162	14	4										144	
くつ下	8		8	8												
手袋(繊維製)	2		6	2									2	2		
帽子	2		28	1	1								1	1	24	
寝衣	2		2	2												
寝具	1		1	1												
えり飾り	3	1*6	72												72	
タオル	1		24												24	
ハンカチーフ	1		24												24	
床敷物	1		48												48	
革手袋	1		48												48	
家庭用化学製品																
家庭用洗浄剤	1		5						1							4
家庭用エアゾル製品	1		3							1	1	1				
家庭用塗料	2		6			2	2	2								
家庭用接着剤	1		3			1	1	1								
つけまつげ用接着剤	2		2		2											

*¹ 乳幼児(生後 24 か月以下)用

*² 乳幼児用以外

*³ DTTB は 4,6-ジクロール-7-(2,4,5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾールの略称

*⁴ アゾ化合物から生成する発がん性を有する、または可能性がある 24 種の特定芳香族アミンを測定

*⁵ 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

*⁶ 購入品 1 検体及び同一製品の収去品 1 検体が基準値超過していたが、違反件数としては 1 で計上

表2 家庭用品検査項目及び規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後 24 か月以下)用繊維製品	吸光度差が 0.05 以下又は 16 $\mu\text{g/g}$ 以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 $\mu\text{g/g}$ 以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 $\mu\text{g/g}$ 以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 $\mu\text{g/g}$ 以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として 5% 以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5% 以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして 30 $\mu\text{g/g}$ 以下
容器試験		家庭用洗浄剤、住宅用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)に適合する容器強度を有すること

【 検査研究課 理化学(添加物含有物)担当 】

水道水質検査の神奈川県外部精度管理調査への参加結果 (令和6年度・令和7年度)

水質検査に係る技術水準の向上、検査の信頼性の確保を図る目的として、神奈川県水道水質管理計画に基づき実施される「神奈川県外部精度管理調査」が平成6年度から毎年実施されています。横浜市衛生研究所では本調査に定期的に参加して客観的な評価を受け、水質検査に従事する職員の技能水準を確保して、検査の精度を適正に保つことに努めています。令和6年度(第31回)・令和7年度(第32回)の調査に参加した結果を報告します。

1 対象検査機関

水道法第20条に基づき水質検査を実施する次の検査機関で、令和6年度は32機関、令和7年度は30機関が参加しています。

- (1) 神奈川県内の水道事業者及び水道用水供給事業者が設置する検査機関
- (2) 神奈川県衛生研究所及び神奈川県内の地方公共団体が設置する検査機関
- (3) 登録検査機関^{*1}のうち、神奈川県内に検査を行う事業所を有する検査機関
- (4) 神奈川県外に検査を行う事業所を有し、神奈川県を検査区域とする登録検査機関

^{*1}: 水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関

2 対象検査項目と参加年度

水質基準項目及び令和7年度までの参加実績を表1に示しました。平成6年度から令和7年度までに参加した精度管理の対象検査項目は35項目でした。令和6年度の対象検査項目は「1,4-ジオキサン」、「フッ素及びその化合物」の2項目、令和7年度は「ベンゼン」、「ホウ素及びその化合物」の2項目でした。

3 結果

令和6年度と令和7年度の各検査項目における参加機関数、精度管理用に配付された試料の濃度設定値、中央値、当所で採用している検査方法、検査結果(平均値、変動係数、Zスコア、誤差率)^{*2}を表2に示しました。

検査の結果、無機物の変動係数は0.23%と1.24%、有機物の変動係数は0.84%と1.69%でした。また、Zスコアの絶対値は0.39～1.61でした。無機物の誤差率は2.0%と-2.9%、有機物の誤差率は-0.7%と-15.6%でした。いずれの項目も良好な結果でした。

神奈川県外部精度管理調査では精度管理用に配付される試料は、精製水よりも多くの成分が含まれる水道水やミネラルウォーターを用いて調製されることが多く、「フッ素及びその化合物」と「ホウ素及びその化合物」は水道水が用いられ、「1,4-ジオキサン」と「ベンゼン」は水道水を浄水器に通した水が用いられました。また、試料濃度は「1,4-ジオキサン」は基準値(0.05mg/L)の20%程度の濃度、「フッ素及びその化合物」は基準値(0.8mg/L)の40%程度の濃度、「ベンゼン」は基準値(0.01mg/L)の40%程度の濃度、「ホウ素及びその化合物」は基準値(1.0mg/L)の40%程度の濃度域における測定精度をみるのが目的とされていました。いずれも検査項目以外の成分が含まれる試料から検査項目を精度良く検査することが求められています。

^{*2}: 変動係数が無機物10%、有機物20%を超えた機関、Zスコアの絶対値が3以上、かつ中央値との誤差率が10%(無機物)又は20%(有機物)を超えた機関は「検査精度が良好でない」とされ、検査精度の向上に向けて原因と対策について、回答が求められます。しかし、Zスコアは本調査のように参加機関数が少ない場合、的確な解析や評価が困難な場合が予測されるため、機関評価の方法としてZスコアだけではなく、機関内変動及び誤差率についても考慮されます。Zスコアとはデータのばらつきを表す統計量です。

表1 水道水質基準52項目(令和8年現在)及び横浜市衛生研究所における令和7年度までの参加実績

検 査 項 目		当所の参加年度
1	一般細菌 (cfu/mL)	
2	大腸菌 (/100mL)	
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	H11, H12, H30
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	R5
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	H15, R2
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	H17, H29
8	六価クロム化合物 (mg/L)	
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	R1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	H6, H7, H13, H16, H21
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	H21, R6
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	H21, R7
14	四塩化炭素 (mg/L)	
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	H22, H29, R6
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	H24
17	ジクロロメタン (mg/L)	
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	H20
19	トリクロロエチレン (mg/L)	H20
20*	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)及びペルフルオロオクタン酸 (mg/L) 【別名 PFOS及びPFOA】	
21	ベンゼン (mg/L)	H24, R7
22	塩素酸 (mg/L)	
23	クロロ酢酸 (mg/L)	H18, R3
24	クロホルム (mg/L)	H7, H23, R5
25	ジクロロ酢酸 (mg/L)	H18, R3
26	ジブromクロロメタン (mg/L)	H7, H23
27	臭素酸 (mg/L)	H28, R4
28	総トリハロメタン(クロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和) (mg/L)	H7, H23
29	トリクロロ酢酸 (mg/L)	H18, R3
30	ブromジクロロメタン (mg/L)	H7, H23, R5
31	ブromホルム (mg/L)	H7, H23
32	ホルムアルデヒド (mg/L)	H16, H28, R4
33	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	H15
34	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	H17
35	鉄及びその化合物 (mg/L)	H6, H12, H19, H22, R3
36	銅及びその化合物 (mg/L)	H11, H12, H22
37	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	
38	マンガン及びその化合物 (mg/L)	
39	塩化物イオン (mg/L)	H8, H15, R1
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	H9, H14, H20
41	蒸発残留物 (mg/L)	H23
42	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (mg/L) 【別名 ジェオスミン】	H19, R2
44	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール (mg/L) 【別名 2-メチルイソボルネオール】	H19, R2
45	非イオン界面活性剤 (mg/L)	
46	フェノール類 (mg/L)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	H17, H18, R1
48	pH値	H7, H16
49	味	
50	臭気	
51	色度 (度)	
52	濁度 (度)	H24

*3: 令和8年4月から水質基準に追加されました

表2 神奈川県外部精度管理調査に参加した結果(令和6年度・令和7年度)

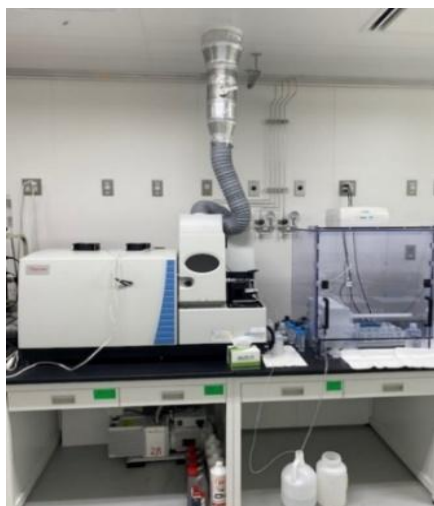
表2-1 各県が県外外部機関及び管理調査に参加した結果（単位：mg/L、％、mg/L、									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

*4: 当所で採用している検査方法は、厚生労働省告示261号「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」平成15年7月22日（最終改正 環境省告示第5号 令和8年1月28日）の告示別表6、別表13、別表15です。

告示 別表6 : 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法

告示 別表13 : イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法

告示 別表15 : ヘッドスペースーガスクロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法



誘導結合プラズマ質量分析装置



ヘッドスペースーガスクロマトグラフィー質量分析装置



イオンクロマトグラフ分析装置

【 検査研究課 理化学(残留物汚染物)担当 】

衛生研究所ウェブページ情報（令和8年6月）

横浜市衛生研究所ウェブページは、平成10年3月に所独自のウェブサイトとして開設されました。現在は、本市ウェブサイト統合され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報を提供しています。今回は、当ウェブページにおける令和8年6月の追加・更新記事について報告します。

1 追加・更新記事

令和8年6月に追加・更新した主な記事は、4件でした。

掲載月日	内容
6月9日	蚊媒介感染症のウイルス検査結果(2026年6月9日)
6月15日	感染症に気をつけよう 6月号
6月22日	蚊媒介感染症のウイルス検査結果(2026年6月22日)
6月30日	蚊媒介感染症のウイルス検査結果(2026年6月30日)

2 記事紹介

横浜メディカルダッシュボード

<https://iryo-dashboard.city.yokohama.lg.jp/>

横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/byogentai/inf-c-kabaikai.html>

感染症に気をつけよう

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shimin/kiwotukekyou.html>

ソーシャルメディア（インスタグラム）

https://www.instagram.com/eiken_yokohama_official

【 感染症・疫学情報課 】

横浜市感染症発生動向調査報告(令和8年6月)

《今月のトピックス》

- 腸管出血性大腸菌感染症が幅広い年齢層で患者が多く報告されています。
- 梅毒は20～30歳代の男女で多く報告されています。
- 手足口病の報告数が増加しており、注意が必要です。

◇ 全数把握の対象 <2026年5月25日～2026年6月21日に報告された全数把握疾患>

腸管出血性大腸菌感染症	15件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5件
腸チフス	1件	後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	3件
E型肝炎	2件	侵襲性インフルエンザ菌感染症	4件
コクシジオイデス症	1件	侵襲性肺炎球菌感染症	7件
レジオネラ症	5件	水痘(入院例に限る)	1件
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	4件	梅毒	22件
急性脳炎	1件	百日咳	11件

- 腸管出血性大腸菌感染症:**10 歳未満～60 歳代で、O 血清群は O157 が 3 件、O26 が 3 件、O74、O103、O128、O168 がそれぞれ 1 件、不明が 5 件です。無症状病原体保有者は 10 件です。感染経路等は経口感染と推定される報告が 3 件、不明が 12 件です。
- 腸チフス:**10 歳代で、感染経路は経口感染と推定されます。
- E 型肝炎:**40 歳代～70 歳代で、感染経路等は経口感染と推定される報告が 1 件、不明が 1 件です。
- コクシジオイデス症:**50 歳代で、感染経路等は塵埃感染と推定されます。
- レジオネラ症:**50 歳代～100 歳代で、病型は肺炎型が 4 件、ポンティアック熱型が 1 件です。感染経路等は水系感染と推定される報告が 2 件、不明が 3 件です。
- カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症:**40 歳代～80 歳代で、感染経路等は手術部位感染と推定される報告が 1 件、その他と推定される報告が 2 件、不明が 1 件です。
- 急性脳炎:**10 歳未満で、病原体はその他(HHV-6)です。感染経路等は飛沫・飛沫核感染と推定されます。
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症:**30 歳代～90 歳代で、血清型は A 群が 2 件、B 群が 1 件、G 群が 2 件です。感染経路等は飛沫・飛沫核感染と推定される報告が 1 件、創傷感染と推定される報告が 4 件です。
- 後天性免疫不全症候群(HIV 感染症を含む):**20 歳代～40 歳代で、病型は AIDS が 2 件、無症状病原体保有者が 1 件です。感染経路等は性的接触(同性間 1 件、異性間 1 件)が 2 件、不明が 1 件です。
- 侵襲性インフルエンザ菌感染症:**30 歳代～90 歳代(ワクチン接種歴不明 3 件、無 1 件)で、感染経路等は飛沫・飛沫核感染と推定される報告が 2 件、その他と推定される報告が 1 件、不明が 1 件です。
- 侵襲性肺炎球菌感染症:**10 歳未満～80 歳代(ワクチン接種歴 4 回 1 件、無 1 件、不明 5 件)で、感染経路等は飛沫・飛沫核感染と推定される報告が 2 件、不明が 5 件です。
- 水痘(入院例に限る):**50 歳代で検査診断例です。感染経路等は飛沫・飛沫核感染と推定される報告です。
- 梅毒:**10 歳代～80 歳代で、早期顕症梅毒 I 期 6 件、早期顕症梅毒 II 期 7 件、無症状病原体保有者が 9 件です。感染経路等は性的接触による感染と推定される報告が 18 件(異性間 12 件、同性間 3 件、詳細不明 3 件)、不明の報告が 4 件です。
- 百日咳:**10 歳代～60 歳代(ワクチン接種歴 4 回 1 件、不明 10 件)で、感染経路等は家族内感染が 2 件、不明の報告が 9 件です。

◇ 定点把握の対象

※ 2025 年第 14 週(3 月 31 日～4 月 6 日)以降、小児科定点は 94→51、
内科定点は 59→39 医療機関に変更されました。

報告週対応表	
2026年第22週	5月25日～5月31日
第23週	6月 1日～6月 7日
第24週	6月 8日～6月14日
第25週	6月15日～6月21日

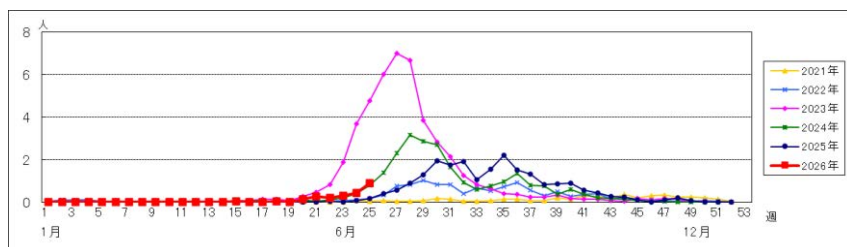
1 手足口病

2024 年第 28 週(7 月 8 日～7 月 14 日)に 15.27 まで上昇しましたが、2025 年は報告数が 1.00 を超えることはありませんでした。2026 年第 25 週は 3.39 と増加しています。



2 ヘルパンギーナ

2026 年第 24 週(6 月 8 日～6 月 14 日)に増加し、第 25 週は 0.90 と更に増加しています。患者報告は0～6 歳の未就学児が占めています。



3 性感染症(2026 年 5 月)

性器クラミジア感染症	男性:30件	女性:26件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性:11件	女性:11件
尖圭コンジローマ	男性: 9件	女性: 3件	淋菌感染症	男性:11件	女性: 3件

4 基幹定点週報

	第22週	第23週	第24週	第25週
細菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.33	0.00
無菌性髄膜炎	0.25	0.25	0.00	0.50
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.00	0.50
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.00	0.25	0.00	0.25

5 基幹定点月報(2026年5月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	22件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0件
-------------------	-----	----------------	----

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科・ARI(急性呼吸器感染症)定点:5 か所、ARI 定点:4 か所、眼科定点:1 か所、基幹(病院)定点:4 か所の計 14 か所を設定しています。

検体採取は、小児科・ARI 定点と ARI 定点で毎週実施しています。

眼科と基幹(病院)定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときにのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

2026年第22週～第25週に病原体定点から搬入された検体は、ARI(急性呼吸器感染症)定点125件、小児科定点4件、定点外医療機関からは1件でした。

7月1日現在、表に示した各種ウイルスの総数98件(うち分離総数5件)が同定されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(2026 年第 22 週～第 25 週)

診断名	検出・分離ウイルス	総数	うち分離数
ARI	ライノウイルス	29	
	ライノウイルス またはエンテロウイルス	17	
	ヒトメタニューモウイルス	12	
	SARS コロナウイルス 2	5	
	パラインフルエンザウイルス 1型	17	
	パラインフルエンザウイルス 3型	10	
	アデノウイルス 型未同定	1	
	アデノウイルス 1型	3	3
	アデノウイルス 2型	3	2
咽頭結膜熱	アデノウイルス 型未同定	1	
	合 計	98	5

【 検査研究課 微生物(ウイルス医動物)担当 】

〈細菌検査〉

2026年第22週～第25週の「菌株同定」について保健所からの検査依頼は、腸管出血性大腸菌感染症16件、腸チフス1件、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症5件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症7件、侵襲性インフルエンザ菌感染症4件、侵襲性肺炎球菌感染症2件でした。

「分離同定」の検査依頼は保健所からレジオネラ症2件、Whipple病3件でした。

病原体定点医療機関からの検査依頼は「小児科定点」から溶血性レンサ球菌咽頭炎2件、感染性胃腸炎1件、「ARI定点」から9件でした。

表 感染症発生動向調査における病原体調査(2026年第22週～第25週)

菌株同定		項目	検体数	血清型等	
保健所	腸管出血性大腸菌感染症		16	O157:H7 VT1VT2	(4)
				O157:H7 VT2	(2)
				O157:H- VT1VT2	(1)
				O26:H11 VT1	(2)
				Og26:H11 VT1	(1)
				O26:H- VT1	(1)
				O103:H2 VT1	(1)
				O111:H- VT1VT2	(1)
				Og3:Hg8 VT1	(1)
				O168:H+ VT2	(1)
	O74:H+ VT1	(1)			
	腸チフス	1	Salmonella Typhi	(1)	
保健所	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	5	Enterobacter cloacae complex	(2)	
			Escherichia coli	(2)	
			Klebsiella aerogenes	(1)	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7	A群溶血性レンサ球菌 T型別不能	(2)	
			B群溶血性レンサ球菌	(1)	
			C群溶血性レンサ球菌	(1)	
G群溶血性レンサ球菌			(3)		
侵襲性インフルエンザ菌感染症	4	Haemophilus influenzae 型別不能	(4)		
侵襲性肺炎球菌感染症	2	Streptococcus pneumoniae 24B型	(1)		
		Streptococcus pneumoniae 22F型	(1)		

分離同定		項目	検体数	材料	同定、血清型
保健所		レジオネラ症	2	喀痰	Legionella pneumophila SG1 (1)
					レジオネラ属菌 培養陰性 (1)
		Whipple病	3	血液 消化管組織 便	(1)
					(1)
(1)					

小児科サーベイランス	材料	診断名	検体数	同定、血清型等	
小児科定点	咽頭ぬぐい液	溶血性レンサ球菌咽頭炎	2	A群溶血性レンサ球菌 T6型	(1)
				A群溶血性レンサ球菌 TB3264型	(1)
	直腸ぬぐい液	感染性胃腸炎	1	胃腸炎起因菌 培養 陰性	(1)

ARIサーベイランス	材料	診断名	検体数	同定、血清型等	
ARI定点	咽頭ぬぐい液	ARI	9	A群溶血性レンサ球菌 T型別不能	(1)
				A群溶血性レンサ球菌 T1型	(1)
				A群溶血性レンサ球菌 培養陰性	(7)
				肺炎マイコプラズマ遺伝子 陰性	(9)
				百日咳菌遺伝子 陰性	(9)
				百日咳菌 培養陰性	(9)
					(9)

【 検査研究課 微生物(細菌)担当 】